

議案第55号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義に係る条項が削除されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「以下単に「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用日）

- 2 この条例による改正後の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第7項の規定は、令和3年2月13日から適用する。